

前橋市職員の育児休業等に関する条例の改正について（議案第44号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件を緩和し、並びに職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備する。

2 主な内容

- (1) 育児休業又は部分休業を取得しようとする非常勤職員について、引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止する。
- (2) 任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対して育児休業制度の周知、育児休業の取得意向の確認等の措置を講じなければならない。
- (3) 任命権者は、育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備等の措置を講じなければならない。

3 施行期日

令和4年4月1日